

# 離婚事件における国際裁判管 轄の問題

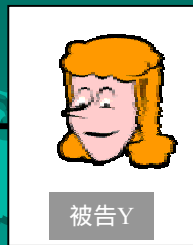
名古屋地裁平成11年11月24日判決

## 報告の流れ

- 事案の概要
- 本件における日本の国際裁判管轄をめぐる争点
  1. 離婚の訴え
  2. 親権者指定の申し立て
  3. 慰謝料請求の訴え
- 本判決の意義

# 事案の概要

日本



1

4



2



3

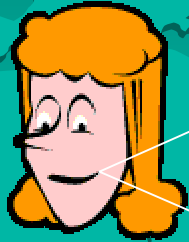


米国

# 争点1、離婚の訴え

## 当事者の主張

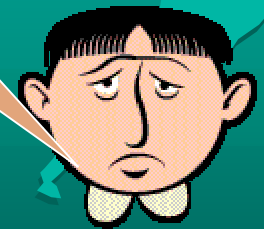
### 被告の主張



1. 被告の住所地国及び国籍は米国である。
2. 被告は日本で応訴するには困難があり、しかも、応訴すると過大な経済的負担を負うことになる。  
→国際裁判管轄は米国にある。

1. 原被告の婚姻共同生活地は日本である。
2. 被告は日本で応訴するには障害がない。  
→国際裁判管轄は日本にある

### 原告の主張



# 争点1、離婚の訴え

## 学説



- 夫婦双方の住所または被告の住所が日本にある場合、当然として、日本の国際裁判管轄が認められる。  
(松岡博著『国際家族法の理論』2002.3の159頁以下を参照)

- **被告の住所が日本にない場合** (松岡博著『国際家族法の理論』2002.3の159頁以下を参照)
  1. 夫婦のいずれの住所地国の管轄をも認める見解
  2. 被告住所地原則 被告の住所地国の管轄を原則とし、特別な事情のある場合に限って、原告の住所地国の管轄を認める見解

# 争点1、離婚の訴え

## 過去の判例



最大判昭39・3・25

離婚の国際裁判管轄の有無を決定するにあたって、被告の住所が日本にあることを原則とすべきである。ただし、原告が遺棄された場合、被告が行方不明である場合、その他これに準ずる場合に、原告住所地の例外管轄が認められる。

最判平8・6・24

「離婚訴訟においても、被告の住所は国際裁判管轄を決定するに当たって考慮すべき**重要な要素**であり、被告がわが国に住所を有する場合にわが国の管轄を認められることは当然というべきである。」

「しかし被告が日本に住所を有しない場合であっても、原告の住所その他の要素から離婚請求とわが国の関連性が認められ、わが国の管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ない」

# 争点1、離婚の訴え

## 本判決



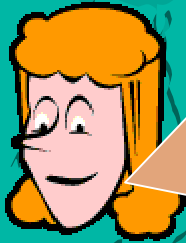
被告が日本に住所を有する場合、又は被告が日本に住所を有していない場合であっても、原告が日本に住所を有し、原被告の婚姻共同生活地が日本である場合に、日本は国際裁判管轄を有する。

●私の意見 本判決の立場に賛成します

# 争点2、親権者の指定

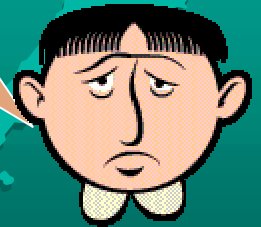
## 当事者の主張

### 被告の主張



1. 親権者指定の申し立ては離婚の訴えに付随するものである。
2. 二子は米国の国籍を有している。  
→国際裁判管轄は米国にある

### 原告の主張



1. 離婚判決と同時に親権者指定をしなければ。(民法819)
2. 二子は日本の国籍を有している。
3. 正義公平を維持するために。  
→国際裁判管轄は日本にある。

# 争点2、親権者の指定 判決



親権者指定の裁判の国際裁判管轄は、離婚の訴えの国際裁判管轄を有する国(民法819条)及び子の住所地の所在する国が有すると解するのが相当である(家事審判規則70条、50条)。



# 争点2、親権者の指定

## 子の住所地国の管轄を認める時の問題点とその解釈

### 問題点1

A国で夫婦の一方が離婚の訴えとともに親権者指定の申立てを提起し、またB国においても子と同居している配偶者が親権者指定の裁判を提起した場合は、訴訟経済に反し、しかも離婚が確定していないのに、親権者が指定されてしまうという錯綜した法律関係を生じうる。

### 解釈

1. 実際には、A国で訴訟が提起された場合に、B国にいる相手は応訴するのが通常であるので、法律関係が複雑となることはそれほど多くない。
2. たとえB国において親権者指定の裁判も提起されたとしても、二重の訴訟追行を要することや、訴訟経済に反することになり、また応訴を強制される相手にとっては不利益であるが、このような場合に、子の福祉を訴訟経済や相手の不利益に優先させるべきである。
3. たとえB国の裁判所の親権者指定の判決が先に確定したとしても、これは日本で効力を認められる可能性があり、子の福祉の観点からも望ましい。

# 争点2、親権者の指定

## 子の住所地国の管轄を認める時の問題点とその解釈

### 問題点2

配偶者に無断で子を本国に連れ帰って、親権者指定の裁判を提起した場合、常に国際裁判管轄を認められることになり、当事者間の公平を害するのでは？

### 解釈

親権者指定の申立ての国際裁判管轄が常に認められるとしても、離婚の訴えの国際裁判管轄まで認められるわけではないので、離婚の訴えについては相手方の住所地において提起ないし応訴せざるをえないから、当事者間の公平が害されることにはならない。

# 争点2、親権者の指定

子の住所地国の管轄を認める時の問題点とその解釈

- 問題点3

日本における離婚の訴え及び親権者指定の申立てに対する判決に先んじて他国において親権者の裁判が確定し、これが日本において効力を有するとされることは、民法819条と整合しない。

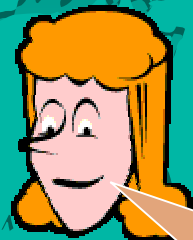
- 解釈

この場合に、日本の離婚の訴えの判決主文においては、親権者指定の判断をしないものと解すれば足りる。

# 争点3、慰謝料請求の訴え

## 当事者の主張

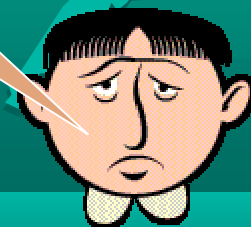
### 被告の主張



離婚に伴う慰謝料請求は離婚に付随するものであるため、国際裁判管轄は米国にある。

被告が無断で出国し、原告を遺棄した事実は、不法行為であり、不法行為地であり、義務履行地である日本国に国際裁判管轄がある。

### 原告の主張



# 争点3、慰謝料請求の訴え 判決



離婚に伴う慰謝料請求の国際裁判管轄については、その原因となる事実が離婚原因と同一であるか、そうでなくとも重なる部分が多いから、離婚の訴えの国際裁判管轄に従うべきであるし、また、本件においては、不法行為地(民事訴訟法五条9号)が日本であることが明らかであるから、日本が本件慰謝料請求の国際裁判管轄を有すると解するのが相当である。

# 本判決の意義



本判決は、離婚訴訟の国際裁判管轄について、最大判昭39・2・25、最判平8・6・24の判決を踏まえて、両判決の意見を総合し、被告の住所が日本にある場合に日本の国際裁判管轄を認めるとともに、原被告の婚姻共同生活地を離婚請求の要素とし、特段の事情がない限り、原告の住所と婚姻共同生活地が日本にあれば、日本の国際裁判管轄を認めるとした。

また、親権者指定の申立てと慰謝料の請求は離婚訴訟から独立した訴えではなく、それに付随するものであるが、本判決は、この二つの訴えに関する国際裁判管轄権の有無についても判断の基準を提供したので、離婚事件に関する国際裁判管轄の問題について、相当前面的な判断を示した。特に、親権者指定の申立てについて、この住所地国の国際裁判管轄を認めるべきかどうかという問題を、法律状態の安定と子の福祉との間のバランスを図りながら論じたので、この問題の判断基準の確立に大きな意味を持つと思われる。